

令和2年第3回定例会(9月)議決結果

第3回定例会が令和2年9月3日から15日までの13日間の会期で開催されました。条例、補正予算など24議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条例】

●芦屋町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定

(可決 満場一致)

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町長等の町に対する損害賠償責任について、賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を条例で定めることができるとされたことを踏まえ、町長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものです。

●地方独立行政法人芦屋中央病院の役員の損害賠償責任の免除に関する基準を定める条例の制定

(可決 満場一致)

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、役員等の当該地方独立行政法人に対する損害賠償責任について、賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を条例で定めることができるとされたことを踏まえ、役員等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものです。

【予算】

●令和2年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)

(可決 賛成多数)

歳入、歳出それぞれ5億1,000万円の増額補正です。

歳入＝「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を計上したほか、「芦屋釜の里収蔵展示施設改修事業」に充当する過疎対策事業債を計上するとともに財政調整基金繰入金を減額計上しています。

歳出＝新型コロナウイルス感染症対策として町独自の支援事業である、「あしやっ子応援給付事業」や「家賃軽減支援事業」を計上したほか、「重要文化財芦屋霰地真形釜購入費」や「学校ICT事業」、「国民宿舎特別会計繰出金」等を増額計上しています。

なお、「芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事設計業務委託」につきましては、繰越明許の措置をしています。

●令和2年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)

(可決 満場一致)

歳入、歳出それぞれ2,900万円の増額補正です。

歳入＝財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出＝新型コロナウイルス感染症対策として、インフルエンザ予防接種助成金事業を計上しています。

●令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

歳入＝指定管理者納入金を減額計上し、一般会計繰入金を増額計上しています。

歳出＝新型コロナウイルス感染症に伴う休業経費補填を増額計上したほか、一般会計繰出金を減額計上しています。

●令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)

(可決 賛成多数)

収益的収入＝電話投票の売上増に伴い、発売金を増額計上しています。

収益的支出＝売上金の増額に伴う関連経費として、払戻金などの法定費、西プラザ屋内遊具整備委託料などを増額計上しています。

【決算】

●令和元年度芦屋町一般会計決算の認定

●令和元年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定

●令和元年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定

●令和元年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定

(認定 賛成多数)

●令和元年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定

●令和元年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定

●令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定

●令和元年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定

(認定 満場一致)

【人 事】

●芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意

(同意 満場一致)

任期満了に伴い、再度、塩田謙治氏を選任します。

氏 名 塩田 謙治

生年月日 昭和21年7月17日

住 所 芦屋町正門町

【契 約】

●芦屋小学校プール改修工事(建築その3)請負契約の締結

(可決 満場一致)

芦屋小学校プール改修工事(建築その3)についてについて、約 5,167 万円で契約を締結します。

●芦屋町地域情報伝達システム整備工事請負契約の締結

(可決 満場一致)

芦屋町地域情報伝達システム整備工事について、約 4 億 1,580 万円で契約を締結します。

●柏原漁港機能保全工事(3号物揚場)請負契約の変更

(可決 満場一致)

柏原漁港機能保全工事(3号物揚場)について、護岸裏込め材などの工事内容を変更する必要が生じたため、約 5,904 万円で工事請負変更契約を締結します。

【その他】

●芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更

(可決 満場一致)

新たに過疎対策事業債を活用する事業として、「農道橋整備事業」、「認定こども園改修事業」などを計画に反映させる必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

●指定管理者の指定

(可決 満場一致)

国民宿舎マリンテラスあしやの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

●ボートピア勝山における訴訟事件の和解

(可決 満場一致)

ボートピア勝山の借地に係る地権者との不当利得返還請求訴訟について、裁判所から和解の勧告があったので、これに応じるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

●令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分

(可決 満場一致)

未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立て、残りを繰越利益剰余金として翌年度に繰越すため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

新型コロナウイルス感染症対策事業の実施に伴う一般会計補正予算(専決第 2 号)を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

【意見書】

●新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

(可決 満場一致)

国に対し令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書です。

※意見書の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

【報告】

●令和元年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。

●令和元年度芦屋町一般会計継続費精算報告

地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、芦屋中学校空調設備改修事業の継続費精算を報告するものです。